

令和8年度第1期分豊田市幼児給食費給付金について（お知らせ）

令和6年4月から、市内のこども園等に通う市内在住の幼児（3～5歳児）の給食費無償化を実施しています。これに伴い、こども園等に通っているが豊田市から給食の提供を受けていない家庭に対し、代替給付として給食費相当分を支給します。交付を受けるためには申請が必要です。申請手続きは以下のとおりです。

対象者

①～④のいずれかに該当する、市内在住幼児（3～5歳児）と生計を同一にする同居の保護者

①豊田市内の園に通園し、食物アレルギーなどを理由に給食を停止し、弁当を持参している子

※あらかじめ園に申し出て、給食を停止した場合に限ります。（様式第2号を提出）

②豊田市内の園に通園し、小・中学校の長期休業期間中（注1）の園給食で、園の利用者が10食に満たないことで給食が配送できず、弁当を持参している子

注1）春季・夏季期間はこの期間の保育を利用した方のみ。私立幼稚園等が指定する登園日は対象外。

（利用時に、教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付認定の2号認定を受けている人に限る）。

③市外の幼稚園等（注2）に通園している子

注2）春季、夏季の預かり保育期間は対象外（ただし、教育・保育給付2号認定又は施設等利用給付2号認定のいずれかで保育を利用する方は対象）。

④市内又は市外の認可外保育施設・企業主導型保育施設を利用している子（ただし、教育・保育給付2号認定又は施設等利用給付2号認定、児童育成協会の助成対象のいずれかに該当する方が対象）

⑤多様な集団活動事業を利用している子（ただし、学校の長期休業期間のうち、春季・夏季期間は対象外。利用児童の方で教育・保育給付2号認定又は施設等利用給付2号認定に適合する場合は申出が必要。別途書類の提出を求めます。）

※住民票は豊田市にあっても、居住していない場合は対象外です。

※所得制限はありません。

※幼稚園等において、満3歳児として入園している児童は対象になります。不明な方は保育課まで御連絡ください。

給付額

対象者①②は各月の給食を停止した日数をもとに、対象者③④は給食を注文した日数あるいは弁当を持参した日数をもとに、支給額を算定します。支給基準は以下のとおりです。なお、日数については必ず園に証明してもらう必要がありますのでご注意ください。

日数	令和8年度分申請支給額	参考）令和6年度第2期分・7年度分申請の支給額
11日以上	満額（月額：5,600円）＊支給基準額	満額（月額：4,400円）＊支給基準額
6日から10日	半額（月額：2,800円）	半額（月額：2,200円）
5日以下	給付なし	給付なし

＊市外幼稚園等、又は認可外施設等で月額定額払い又は実績払いの場合、支給基準額を下回る場合はその額、超える場合は支給基準額を上限とします。ただし、月額2,800円以上を対象とします。

＊給食費（昼食代）に係る他の助成制度（例「私立幼稚園補足給付費」）を受ける場合、減額となる場合があります。

手続きの流れ

1 申請手続き

原則、電子申請とします。ただし電子申請が難しい場合は、ホームページから申請書（様式第1号）をダウンロードし、直接（郵送可）保育課に提出してください。（郵送の場合は当日消印有効です。）

必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等の不備がある場合、受付できませんので、内容をよく確認の上、申請をお願いします。

あいち電子申請・届出システム 2次元バーコードからも申請していただけます。⇒

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/yojikyushokuhikyufukin0804>

※申請は10月1日からアクセスできます。



申請期間：令和8年10月1日（木）から10月26日（月）まで

（対象期間：令和8年4月～9月分）

添付書類：2点

・対象者①・②は「別表1－1」、対象者③・④は「別表1－2」

別表1－1、別表1－2はホームページからダウンロードしてください。

別表1－1、別表1－2は、園に証明してもらったものを画像で添付してください。

・振込希望（申請者名義の口座に限る）の金融機関名、支店名、口座の種類、
口座名義人（氏名、カナ）、口座番号の全てが分かる書類

（通帳の表紙及びめくったページの写し（写真）、またはそれに代わるもの）

2 申請内容の審査

申請内容について確認事項がある場合、ご連絡させていただきます。

3 支給額の決定

支給額と振込時期をお知らせする決定通知書をご家庭に郵送いたします。発送は12月中旬頃を予定しています。

4 支給

申請のあった口座に振り込みます。12月下旬頃を予定しています。

その他

- ・令和8年度第2期分（10月～3月分）の申請は令和9年4月頃を予定しています。
- ・令和6年度第2期分（注3）、令和7年度分の未申請の方については、紙での申請になります。必要書類を添えて、保育課窓口又は郵送で提出してください。（詳細は豊田市ホームページを確認してください。）申請期間は令和8年度第1期分と同様です。

注3）令和6年度第2期分の申請は今回が最終となりますので、ご注意ください。

問合せ先

豊田市役所 こども・若者部 保育課 保健給食担当

電話 0565-34-6809 Email hoiku@city.toyota.aichi.jp